



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市東住吉区中野一丁目14番24号

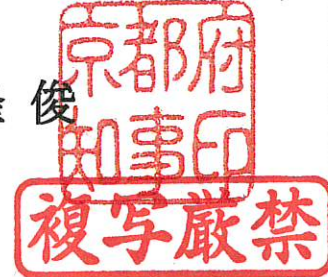
氏名 柿本工業株式会社  
代表取締役 松本 順子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊

許可の年月日 令和 2 年 7 月 13 日

許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 12 日



### 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ①汚泥       | ⑧繊維くず                  |
| ②廃油       | ⑨動植物性残さ                |
| ③廃酸       | ⑩ゴムくず                  |
| ④廃アルカリ    | ⑪金属くず                  |
| ⑤廃プラスチック類 | ⑫ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑥紙くず      | ⑬がれき類                  |
| ⑦木くず      |                        |

以上13種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年7月13日：当初許可  
平成14年2月7日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の限定の変更：①、追加：②③④）  
平成17年8月4日：更新許可  
平成22年7月13日：更新許可  
平成27年9月3日：更新許可  
令和2年7月13日：更新許可  
令和2年7月13日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑨⑩⑬、事業の範囲の変更：石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物の追加）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無